

法令及び定款にもとづくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制
の運用状況の概要

連結注記表

個別注記表

第92期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

富士興産株式会社

法令及び当社定款第15条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。

(<https://www.fkoil.co.jp/>)

業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月1回開催する。
- イ. 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行う。
- ウ. 取締役会規程において、法令又は定款で定められた事項のほか、重要な財産の処分及び譲受に関する事項、多額の借財に関する事項などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定する。
- エ. 監査等委員会は、監査方針の下、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報を社内規則の定めるところに従い適切に保存し、管理する。
- イ. 各取締役及び監査等委員会の要求があるときは、これを閲覧に供する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスクを網羅的・統括的に管理する社内規則を制定して、リスク管理体制を明確化する。
- イ. 危機管理を所掌する組織としてリスク管理委員会を設置し、事業の継続性を揺るがすほどの重大なリスクが発生した場合の対応につき整備を進めていく。
- ウ. リスク管理委員会は、社内規則の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する周知、啓発を行う。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を採る。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. コンプライアンス委員会で、役職員が法令・定款その他の社内規則及び社会通念などを遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その周知徹底と遵守の推進を図る。

- イ. 役職員は、法令・定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為などが行われていることを知ったときはコンプライアンス委員会などに通報・相談し、コンプライアンス委員会の責任者は、重要な案件については遅滞なく取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ウ. 内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに透明性を維持した的確な対処の体制を採る。

⑥ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告の体制

当社は関係会社規程を定めて、子会社の経営管理及び経営指導を行うとともに、年一回開催する関係会社連絡会において、子会社の経営者に重要な職務の執行に関する定期報告を求める。

イ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は子会社のリスク管理の活動状況について定期的に報告を求める。当社が子会社からリスクの報告を受けた場合、当社のリスク管理委員会において事実関係を調査し、適切な対策を講じる。

ウ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社はグループの中期経営計画を策定し、子会社の経営目標を明確にする。
- b. 当社は子会社の事業計画等の重要事項については、子会社との事前協議を要する事項とし、その他の事項については、子会社の取締役又は監査役として選任させた当社の指名する者が出席する子会社の取締役会において決議することにより、グループの統制を図りつつ、職務執行の効率性を確保する。

エ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は子会社に対してグループ共通の行動規範の遵守を求める。
- b. 当社は子会社のコンプライアンス委員会の活動状況につき、年一回開催する富士興産グループ企業倫理委員会において報告を求める。
- c. 当社は子会社の取締役又は監査役として当社の指名する者を選任させ、子会社の取締役会に出席することにより、業務の適正を確保する。
- d. 当社は当社の内部通報制度の利用対象に子会社を含むことにより、グループ各社の内部通報に迅速に対応できる体制とする。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、代表取締役と監査等委員会が意見交換を行う。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものとする。

⑧ 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

ア. 監査等委員会スタッフは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・監督を受けない専属の使用人とする。

イ. 監査等委員会スタッフの異動には監査等委員会の事前の同意を必要とする。

⑨ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に基づき補助を行う際、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

⑩ 次に掲げる体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

ア. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。

b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。

イ. 子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社及び子会社の内部通報制度に基づき通報を受けた者は、通報内容を当社の総務部長に報告し、当社の総務部長はその内容を当社監査等委員会に遅滞なく報告する。

⑪ 監査等委員会に前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、内部通報制度に係る「ホットライン規程」において、通報者が通報したことをもって不利益な取り扱いを受けないとする定めをおく。

⑫ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に費用の前払等を請求した場合、当社は当該請求が監査等委員の職務に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。

⑬ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 代表取締役は、監査等委員会と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。

イ. 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議への監査等委員の出席を確保する。

⑭ 反社会的勢力を排除するための体制

ア. 社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、その関係を遮断するため、基本方針・規程を定め、その徹底を図る。

イ. 反社会的勢力との関係遮断に係る主管部署を定めるとともに、外部専門機関と緊密に連携し、会社を挙げて毅然とした態度で対応する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取り組みについて

コンプライアンス委員会を当期に2回開催し、社内のコンプライアンスの遵守状況を確認しております。

② リスク管理に対する取り組みについて

危機管理を所掌するリスク管理委員会を当期に2回開催し、当社を取り巻く環境の変化に応じたリスクの選定及び必要な対策の見直しを実施しております。

③ 取締役の職務執行について

取締役は、当期に14回開催した取締役会において、法令又は定款で定められた事項のほか、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

また、監査等委員は、監査等委員会が定めた方針の下、取締役の職務執行の監査を行っております。

④ 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、当期に7回開催した監査等委員会において、監査方針、職務の分担に従い、監査報告や意見交換を行っております。

また、監査等委員は、取締役会への出席や代表取締役との定期会合において、必要に応じて質問や意見を述べております。

⑤ グループ会社の管理について

関係会社連絡会を当期に1回開催し、グループ会社の重要な職務の執行やリスク管理の状況を確認しております。

また、富士興産グループ企業倫理委員会を当期に1回開催し、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を確認しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 富士ホームエナジー株式会社
富士レンタル株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

- ア. 関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- イ. その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
- ウ. 棚卸資産
 - ・商品 主として、月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
 - ・貯蔵品 主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ア. 有形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
- イ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

- ア. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- イ. 役員退職慰労引当金 連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく役員退職慰労金の期末要支給額を計上しております。
- ウ. 修繕引当金 将来の修繕による費用に備えるため、定期開放点検が義務づけられた油槽等に係る点検修理費用を期間配分し、当連結会計年度に対応する額を計上しております。
- エ. 環境対策引当金 将来の環境対策に伴う支出に備えるため、その合理的な見積額に基づき計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ア. 石油事業

石油事業においては、主に燃料油、アスファルト、潤滑油の販売を行っており、顧客との契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客による検収が完了した時点で履行義務が充足されるものの、商品出荷時点と重要な差異はないため、当該商品を出荷した時点で収益を認識しております。

イ. ホームエネルギー事業

ホームエネルギー事業においては、家庭用燃料の小口販売を行っており、顧客との契約に基づいて燃料供給サービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足度に応じて収益を認識しております。このような販売については、顧客が燃料を使用した時点で収益を認識しております。

ウ. 環境関連事業

環境関連事業においては、メガソーラーによる売電を行っており、顧客との契約に基づいて電力供給サービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足度に応じて収益を認識しております。このような販売については、顧客に電力を送電した時点で収益を認識しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には、当該処理によっております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ取引

ヘッジ対象……金利変動により将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある資産及び負債

ウ. ヘッジ方針

金利変動リスクの低減を目的とし、内規に基づいた運用を実施しております。

エ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象については、ヘッジ取引の事前、事後に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については、有効性の評価を省略しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

ア. 退職給付に係る負債の計上基準

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

イ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ウ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、検針日による使用量に基づき収益を認識しておりましたが、検針日から決算日までの使用量についても収益を見積計上することにいたしました。また、軽油取引税については、従来は、売上高及び売上原価に含めておりましたが、第三者のために回収する額として売上高、売上原価から控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,273百万円減少、売上原価は1,315百万円減少、販売費及び一般管理費は4百万円減少、営業外収益は2百万円増加し、営業利益が46百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ49百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は33百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、「受取手形」、「売掛金」に分けて表示することといたしました。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下の通りです。

固定資産の減損損失における割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積り

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

一部の油槽所において保有する固定資産の市場価格が著しく下落していることから、当該油槽所の資産グループには減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行いました。検討の結果、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額214百万円（有形固定資産214百万円）を上回ると判断したため、減損損失は認識しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、原則として、事業用固定資産について支店、営業所、油槽所、メガソーラー発電設備、賃貸物件、遊休資産を基準としたグルーピングを行っています。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

また、将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、特に単位当たり粗利額や販売数量の見込みを主要な仮定として織り込んでいます。こうした予測は外部環境、顧客動向により高い不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,011百万円

(2) 圧縮記帳

過年度に取得した資産のうち、補助金による圧縮記帳額は11百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物及び構築物7百万円、機械装置及び運搬具3百万円であります。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	8,743千株	－千株	－千株	8,743千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	772千株	1,400千株	－千株	2,172千株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得1,400千株及び単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	821百万円	103円 (普通配当 23円) (特別配当 80円)	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	183百万円	23円	2021年9月30日	2021年11月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	565百万円	86円 (普通配当 42円) (特別配当 44円)	2022年3月31日	2022年6月30日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。信用リスクに関しては、当社グループでは各社の与信管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。さらに、当社は、必要に応じて前受金や預り保証金を受入れ、信用リスクの軽減を図っております。また、一部の売掛金は為替の変動リスクに晒されておりますが、残高を月別に把握するなどの方法により管理しております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

変動金利の預り保証金は金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に残高を把握することで管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、社会的に信用力の高い大手金融機関に限定し、取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額63百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、未払金、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	229	229	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	229	—	—	229

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、千葉県その他の地域において、賃貸用不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,064	△219	845	933

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,486円88銭
- (2) 1株当たり当期純利益 257円61銭

7. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	石油事業	ホームエネルギー事業	レンタル事業	環境関連事業	
売上高					
燃料油	49,139	805	—	—	49,944
その他	6,589	1,146	430	988	9,154
顧客との契約から生じる収益	55,728	1,952	430	988	59,099
その他の収益	—	—	1,388	—	1,388
外部顧客への売上高	55,728	1,952	1,819	988	60,488

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業に負える主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は連結注記表1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(5)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準をご参照下さい。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
 - ②その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
 - ③棚卸資産
 - ・商品 月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
 - ・貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産 定額法によっております。
（リース資産を除く）
 - ②リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - ③修繕引当金 将来の修繕による費用に備えるため、定期開放点検が義務づけられた油槽等に係る点検修理費用を期間配分し、当事業年度に対応する額を計上しております。

④環境対策引当金 将来の環境対策に伴う支出に備えるため、その合理的な見積額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には、当該処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ取引

ヘッジ対象……金利変動により将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある資産及び負債

③ヘッジ方針

金利変動リスクの低減を目的とし、内規に基づいた運用を実施しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象については、ヘッジ取引の事前、事後に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

①連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

②連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会

計基準適用指針第28号（2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号（2021年8月12日））を適用する予定であります。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号（2020年3月31日））等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、検針日による使用量に基づき収益を認識しておりましたが、検針日から決算日までの使用量についても収益を見積計上することにいたしました。また、軽油取引税については、従来は、売上高及び売上原価に含めておりましたが、第三者のために回収する額として売上高、売上原価から控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項ただし書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は1,340百万円減少、売上原価は1,346百万円減少、販売費及び一般管理費は4百万円減少、営業外収益は2百万円増加し、営業利益が10百万円、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ13百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は9百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、「受取手形」、「売掛金」に分けて表示することといたしました。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下の通りです。

固定資産の減損損失における割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一部の油槽所において保有する固定資産の市場価格が著しく下落していることから、当該油槽所の資産グループには減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行いました。検討の結果、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額214百万円(有形固定資産214百万円)を上回ると判断したため、減損損失は認識しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

上記は、連結計算書類「連結注記事項(会計上の見積りに関する注記)(2)会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」の内容と同一であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,582百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 390百万円

長期金銭債権 268

短期金銭債務 380

(3) 圧縮記帳

過年度に取得した資産のうち、補助金による圧縮記帳額は11百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は構築物7百万円、機械及び装置3百万円であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 1,180百万円

仕入高 14

販売費及び一般管理費 13

営業取引以外の取引高 111

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	772千株	1,400千株	一千株	2,172千株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得1,400千株及び単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	121百万円
減損損失	15
未払賞与	15
未払金	11
減価償却超過額	10
修繕引当金	9
未払事業税	9
その他	32
繰延税金資産小計	225
評価性引当額	△39
繰延税金資産合計	186

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△53
その他	△25
繰延税金負債合計	△79
繰延税金資産の純額	106

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.6
住民税均等割等	0.6
評価性引当額の増減	△19.4
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.2

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	富士ホーム エナジー(株)	30	ホームエ ネルギー 事業	(所有) 直接 100.0	兼任2名	当社が 供給す る石油 製品を 販売、 当社へ の資金 の預入	資金の預り 預り金の増加 預り金の減少	50 -	預り金	350
子会社	富士レンタル(株)	50	レンタル 事業	(所有) 直接 100.0	兼任2名 転籍1名	当社よ り資金 の貸付	資金の貸付 長期貸付金増加 長期貸付金減少 短期貸付金増加 短期貸付金減少	200 167 - -	長期貸付金 短期貸付金	268 153

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の販売価格については、市場価格に基づき決定され、その他取引条件についても一般取引と同様の条件となっております。

資金の預入及び貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
法人主要 株主の 子会社	E N E O S (株)	30,000	石油製 品・石油 化学製品 の製造・ 販売	-	転籍1名 (1名)	商品の 売買及 び物流 等の事 業協力	商品の売上 商品の仕入	2,360 41,699	売掛金 買掛金	533 5,523
法人主要 株主の 子会社	(株) N I P P O	15,324	道路・舗 装・土木 工事、石 油関連設 備の企画 ・設計・ 建設	-	-	商品の 販売	商品の売上	343	売掛金	79

(注) 1. 役員の兼任等の()内数字は、当該会社の役員(転籍については、転籍前に役員であった者)の人数を示し、内数であります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
商品の販売価格及び仕入価格については、市場価格に基づき決定され、その他取引条件についても一般取引と同様の条件となっております。
3. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,190円29銭
(2) 1株当たり当期純利益	242円07銭

8. 収益認識に関する注記

連結計算書類の「収益に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。